

電気用品の安全の確認を身近な町村で！

電気用品安全法について

- 電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的としています。
- このうち、地方に任されているのは、販売事業者に対する立入検査、報告の徴収などです。

住民の安全を守ります

- 販売店に対する立入検査等（電気用品安全法第46条、政令第5条）



- 販売店からの必要な報告の徴収（電気用品安全法第45条、政令第5条）



（市については平成24年4月1日から、国から直接、全ての市に権限が法定移譲となりました。）

☆ 町村で実施することにより、きめ細やかな対応が可能になり、住民の安全確保の一層の充実が期待されます。

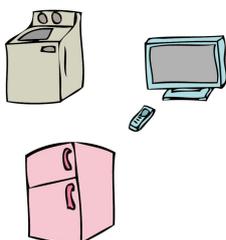
- 家電などの電気用品は、住民が家庭で身近に使用するものです。
- 地域の販売店の実情などをよく知っている町村が立入検査等を行うことで、よりきめ細かい安全行政の実施が期待されます。
- 電気用品の危険性等が指摘された場合に迅速な対応が期待されます。

☆ 既に全市町村に移譲済みの家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法と併せて移譲を受けることで、より効果的・効率的な事務を進めることが可能となります。

- 既に次の市町村に移譲されています。
奈井江町、上砂川町、栗山町、南幌町、当別町、新篠津村、共和町、仁木町、神恵内村、留寿都村、むかわ町、厚真町、新ひだか町、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、八雲町、森町、長万部町、奥尻町、せたな町、美瑛町、下川町、上川町、上富良野町、苫前町、羽幌町、幌延町、中頓別町、枝幸町、豊富町、猿払村、浜頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、遠軽町、湧別町、芽室町、鹿追町、白糠町（45町村）
※その他全ての市（35市）に国から直接、法定移譲されています。

道から町村への財政的な措置

- ☆ 北海道権限移譲事務交付金の交付
前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。



【令和5年度交付金予定単価（1件当たり）】	
立入検査又は質問	6,440円
経済産業大臣への報告	2,130円
経済産業大臣への報告書の提出	2,130円

【問い合わせ先】

- ◆北海道経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 産業保安係
Tel.011-231-4111(内線 26-181) Fax.011-222-5975
- ◆各総合振興局及び振興局産業振興部商工労働観光課